

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく書面)

2026年10月1日

PCIソリューションズ株式会社
(旧商号：PCIホールディングス株式会社)

2026年（令和8年）10月1日

吸収合併に係る事後開示事項

東京都港区虎ノ門一丁目21番19号
P C I ソリューションズ株式会社
（旧商号：P C I ホールディングス株式会社）
代表取締役社長 渡 辺 篤 史

当社（旧商号：P C I ホールディングス株式会社。以下「存続会社」といいます。）は、P C I ソリューションズ株式会社（以下「消滅会社」といいます。）との間で2026年（令和8年）6月30日付で締結した合併契約に基づき、2026年（令和8年）10月1日を効力発生日として、存続会社を吸収合併存続会社、消滅会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

なお、存続会社は本合併の効力発生日（2026年（令和8年）10月1日）をもって、商号を「P C I ホールディングス株式会社」から「P C I ソリューションズ株式会社」に変更いたしました。

会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条の各規定に基づく本合併に関する事後開示事項は、下記のとおりです。

記

- 1 本合併が効力を生じた日
2026年（令和8年）10月1日
- 2 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定、第785条及び第787条の規定並びに会社法第789条の規定による手続の経過
 - （1）本合併の差止請求
消滅会社は、存続会社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について、該当事項はありません。
 - （2）反対株主の株式買取請求
消滅会社は、存続会社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求について、該当事項はありません。
 - （3）新株予約権買取請求
消滅会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。
 - （4）債権者の異議
消滅会社は、会社法第789条第2項及び3項の規定に基づき、2026年（令和8年）8月28日付の官報及び同日付の電子公告において債権者に対して公告を行いました。異議申述期限までに同条第1項に基づく異議を述べた債権者はいませんでした。

- 3 吸収合併存続会社における会社法第796条の2の規定、第797条及び第799条の規定による法定手続の経過
- (1) 本合併の差止請求
- 本合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併に該当するため、反対株主の差止請求について、該当事項はありません。
- (2) 反対株主の株式買取請求
- 本合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併に該当するため、反対株主の株式買取請求について、該当事項はありません。
- (3) 債権者の異議
- 存続会社は、会社法第799条第2項及び3項の規定に基づき、2026年（令和8年）8月28日付の官報及び同日付の電子公告により債権者に対して公告を行いました。異議申述期限までに同条第1項に基づく異議を述べた債権者はいませんでした。
- 4 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項
- 存続会社は、本合併の効力発生日をもって、消滅会社から資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継いたしました。
- 5 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項
- 消滅会社が会社法第782条第1項の規定に基づき備え置いていた本合併に係る事前開示書面及び添付書類（合併契約書）の内容は、別添のとおりです。なお、当該事前開示事項のうち、存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容に関する事項（事前開示書面第4項及び別紙2）につきましては、存続会社の第22期有価証券報告書（EDINET提出書類、提出者名：PCIホールディングス株式会社、提出日：2026年（令和8年）6月19日）をご参照ください。
- 6 吸収合併の登記をした日
- 本合併の効力発生日である2026年（令和8年）10月1日から2週間以内に申請する予定です。
- 7 上記のほか、本吸収合併に関する重要な事項
- 存続会社は、本合併の効力発生日（2026年（令和8年）10月1日）をもって、商号を「PCIホールディングス株式会社」から「PCIソリューションズ株式会社」に変更いたしました。

以上

別 添

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法 7 8 2 条第 1 項及び会社法施行規則第 1 8 2 条に基づく書面)

2 0 2 6 年 8 月 2 8 日

P C I ソリューションズ株式会社

2026年（令和8年）8月28日

吸収合併に係る事前開示事項

東京都港区虎ノ門一丁目21番19号
P C I ソリューションズ株式会社
代表取締役社長 沼田昌昭

P C I ソリューションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、P C I ホールディングス株式会社（以下「PHD」といいます。）との間で2026年（令和8年）6月30日付で締結した合併契約に基づき、2026年（令和8年）10月1日を効力発生日として、PHDを存続会社、当社を消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。

会社法（以下「法」といいます。）第782条第1項及び会社法施行規則（以下「規則」といいます。）第182条の各規定に基づく本合併に関する事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1 合併契約の内容（法782条第1項）

本合併に係る合併契約の内容は、別紙1のとおりです。

2 合併対価の相当性に関する事項（規則182条第1項第1号）

PHDは消滅会社である当社の発行済株式のすべてを有していることから、本合併に際して、消滅会社の株主に対する株式その他の金銭等の交付は行いません。

3 消滅会社の新株予約権者に対して交付する対価の定め相当性に関する事項（規則182条第1項第3号）

該当事項はありません。

4 存続会社の最終事業年度に係る計算書類等に関する事項（規則第182条第1項第4号、同条第6項第1号）

存続会社であるPHDの最終事業年度（2025年（令和7年）4月1日～2026年（令和8年）3月31日）に係る計算書類等の内容は、別紙2のとおりです。

PHDの最終事業年度末日後に生じた重要な後発事象はありません。

5 消滅会社の最終事業年度末日後に生じた重要な後発事象（規則第182条第1項第4号、同条第6項第2号）

該当事項はありません。

6 存続会社の債務履行の見込に関する事項（規則第182条第5号）

存続会社であるPHD、消滅会社である当社のいずれにおいても、本合併の効力発生日までに資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておらず、本合併の効力発生日後における存続会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点並びに本合併の効力発生日後に予想される存続会社の収益状況及びキャッシュフロー等に照らし、本合併の効力発生日以後における存続会社の債務履行の見込みについては、十分であると判断しています。

以上

【別紙 1】



合併契約書

PCIホールディングス株式会社（本店所在地：東京都港区虎ノ門一丁目21番19号。以下「甲」という。）とPCIソリューションズ株式会社（本店所在地：東京都港区虎ノ門一丁目21番19号。以下「乙」という。）は、次の内容により合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併）

甲と乙は、甲を存続会社、乙を消滅会社として合併（以下「本合併」という。）をする。乙は、本合併の効力発生日に解散し、甲は、同日における乙の資産、負債及び権利義務の一切を同日に承継する。

第2条（合併対価）

甲は、乙の発行済株式の全部を有していることから、本合併に際して、乙の株主に対し、その有する乙の株式に代わる金銭等の交付をしない。本合併により、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しない。

第3条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、2026年（令和8年）10月1日とする。但し、合併手続の進行上又はその他の事由により必要な場合には、甲と乙が協議のうえで書面によって別途合意することにより、これを変更することができる。

第4条（株主総会の承認不要）

甲と乙は、甲においては会社法第796条第2項（簡易合併）に基づき、乙においては甲が乙の特別支配会社に当たることから同法第784条第1項（略式合併）に基づき、それぞれ本合併について株主総会の承認決議を経ないことを確認する。

第5条（乙従業員の承継）

- 1 甲は、乙と乙の従業員（本合併の効力発生の直前の時点で乙の従業員である者をいい、乙との労働契約を継続しながら休業中又は他社へ出向中の者を含む。次項において同じ。）との間の労働契約を本合併により承継し、本合併の効力発生前から引き続き甲に雇用される従業員との間の労働条件の相違は、本合併の効力発生後に、必要に応じて調整する。
- 2 甲は、乙の従業員のうち期間の定めのない労働契約を乙と締結している者について、本人が退職を希望する場合及び懲戒解雇とする場合を除き、本合併の効力発生日から少なくとも2年間は、その雇用を維持する。

第6条（甲の商号変更）

甲は、本合併の効力発生を条件として、本合併の効力発生日に、甲の商号を「P C I ソリューションズ株式会社」に変更する。

第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、それぞれ、本契約締結後、本合併の効力発生に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、自己の業務の執行並びに資産及び負債の管理を行う。乙は、本契約締結後、本合併の効力発生に至るまで、事前に甲から書面による同意を得た場合を除き、乙の財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為をしてはならない。

第8条（本契約の解除等）

本契約締結から本合併の効力発生までの間に、i）天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産若しくは経営の状態に重大な変動が生じた場合、又はii）本合併の実行に重大な支障となる事態若しくは本合併の実行を著しく困難にする事態が生じた場合、甲と乙は、双方の合意によって又はそれぞれ単独で、本契約を解除することができる。

第9条（協議事項）

本合併に関し本契約に定めのない事項及び本契約の解釈の疑義については、甲と乙は信義に従い誠意をもって協議することにより解決を図るよう努める。

本契約の成立を証するため、本書1通に甲乙双方が記名押印の上、甲はその原本を、乙はその写しを、それぞれ保管する。

以上

2026年（令和8年）6月30日

甲 東京都港区虎ノ門一丁目21番19号

P C I ホールディングス株式会社

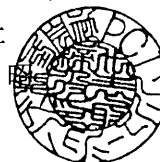
代表取締役社長 渡 辺 篤



乙 東京都港区虎ノ門一丁目21番19号

P C I ソリューションズ株式会社

代表取締役社長 沼 田 昌



【別紙２】

※存続会社の最終事業年度（２０２５年（令和７年）４月１日～２０２６年（令和８年）３月３１日）に係る計算書類等の内容につきましては、事後備置書面本文『５』に記載のとおり、ＥＤＩＮＥＴをご参照ください。